

## 課税標準額算定表記載要領

1. この課税標準額算定表は、申告書に記載されている付加価値割のうち、収益配分額（報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料の合計）の内訳を記載するものです。報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料それぞれにつき1枚ずつあります。
2. 決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書など）に記載のある勘定科目のうち、収益配分額となるものを含む勘定科目を、すべて「決算書上の勘定科目」欄に記載してください。また、その決算書上の金額を「金額」欄に記載してください。なお、販売及び管理に関する費用について、損益計算書では一括して計上し別途明細書を作成している場合は、その明細書に記載されている項目及び金額を記載してください。
3. 賞与引当金、退職給与引当金など、貸借対照表の項目の減算によって支出したものについては、「金額」欄は記載する必要はありません。
4. 2で記載した勘定科目について、その勘定科目が掲載されている決算書の種類を「決算書の種類」欄に記載してください（B/S、P/L、C/R、販管等省略した形で結構です）。
5. 「計上するもの」欄には、2で記載した勘定科目の内容で、付加価値割の対象となるものの内容と金額を記載してください。
6. 「計上しないもの」欄には、2で記載した勘定科目の内容で、5で「計上するもの」欄に記載しなかったものの内容とその金額を記載してください。
7. これらの算定表は、報酬給与額については6号様式別表5の3、純支払利子については別表5の4、純支払賃借料については別表5の5と関連づけられていますので、原則として項目ごとの合計金額は一致します。